

厚狭毛利家における石炭採掘

はじめに

図1 萩藩における船木・吉田宰判の位置



(注) 山口大学教育学部地理学研究室「楠町船木の地理学的研究」『地域研究』第3号より加工し転載。

明治期の山口県は石炭産業が地域産業として発展していく。なかでも山口県厚狭郡に属した現在の宇部市では、明治中期より本格的な石炭採掘が開始され、石炭産業によって地域は急激な近代化を遂げ、炭鉱夫を中心とした人口増加に伴い、大正十年、宇部村は一気に宇部市となる¹⁾。

本稿では明治期に地域が近代化へと変貌する原動力となった石炭採掘が幕末期にかけて地域社会の

なかで確立し、地域産業にまで発展していく礎をどのように築いていくのか検討していきたい。そのことを明らかにする作業として、幕末期にかけて本格的な採掘をはじめ萩藩にあって、藩内の有力な採掘地を給領地に持つ厚狭毛利家を事例に、石炭採掘の実態解明を試みるものである。

元来、長門国における石炭採掘は、近世初期には既に農民などが薪炭用として使用していたことが、その土地を訪れた紀行文などの記述から

表1 近世後期、厚狭毛利家の給領地について

| 船木宰判 | 村内小村 | | | 吉田宰判 | 村内小村 | | |
|------|-----------|------------|-----------|--------------|------------|----------|----------|
| 船木市村 | 蛭子町 田山 | 綿屋町 鈍々町 | 中市町 新町 | 郡村 (旧末益村) | 郡野中 栗ヶ浴 | 仙尻 物荊 | 迫山 広瀬 |
| 逢坂村 | 逢坂 | 小野 | 大野 | | 下津 吉部田 | 鳥越 大河 | 赤石 梶浦 |

(注) 『山陽町史』を参考に作成した。なお、「代官所日記」等の史料では村内小村を「村」と呼称して記載することが多い。萩藩の一村は数千石規模で、村内の小村を村組とも呼び、その村組を畔頭が治める。

内田 鉄平

確認できる²⁾。近世中期には藩内の三田尻地域の塩田に燃料として輸出しはじめたことから、明和期には大庄屋の提言によって藩が採掘量に比した運上税を課すようになった³⁾。

ただし、この地域の石炭が各地に認知されるのは幕末期に蒸気船の燃料として注目されはじめてからであり、藩や幕府も石炭需要の高まりを知り、安政末期から万延元年には船木宰判妻崎開作沖の海底に眠る石炭採掘のために妻崎新開作を干拓するなど、長門国厚狭郡における石炭採掘の現場を幕府役人も視察に訪れている⁴⁾。

幕末期の萩藩において、藩を取り巻く環境の変化は大きく、本稿で検討する時期には、周布派、坪井派にはじまる藩内の主導権争い、元治の内戦を経て討幕派の成立、尊攘への藩是の変更として幕府との対立が進んでいく⁵⁾。また、この時期、

藩内において石炭採掘の利権をめぐつても産物方と撫育方との対立が起るなど、石炭を取り扱う部署として産物方のほかに撫育方も有力視される。背景には藩の交易に大きな影響を及ぼす越前方が撫育方の下部組織にあり、石炭を交易品として輸出しようと、大庄屋などが販路の開拓に活躍していた。

ただし交易品として石炭輸出の動向については従来指摘されているものの、石炭の生産現場である採掘全般に関わる様子や詳細な組織のあり方など地域社会の実態についてはこれまで十分に検討されていない。本稿が事例として取り上げる長門国厚狭郡の東部は船木宰判に属し、船木宰判の代官所が位置する船木市村は山陽道に面し、参勤交代において大名本宿があった。この船木市村や隣接する吉田宰判の郡村などが萩藩家老・厚狭毛利家の給領地である。

次いで厚狭毛利家について紹介すると、厚狭毛利家は毛利元就五男の毛利元秋を祖とし、厚狭毛利家三代目の毛利元宣が寛永二年（一六二五）に「厚東郡船木村・末益村」、「阿武郡高佐村」を拝領し、給領地は幕末まで続いている。本稿で関係する厚狭郡における厚狭毛利家の給領地については表1の通りである。

領主は通常萩に滞在し、必要に応じて給領地の厚狭に向向くなどしていた。本稿で史料として主に用いる「代官所日記」は厚狭毛利家の館に所在し実質的な政務所のひとつ代官所で記録されたものである⁷。

幕末期の厚狭毛利は十代目の毛利元美が家督を継承しており、元美は幕末期に赤間関海防総奉行を拝命し、自らは手勢を引き連れ海岸の警備に向向くなどし、その後は藩家老として加判役に任じられている。慶応元年の藩政改革では俗論派に属していたことで藩の主導的立場から離れた。文久三年に土着令もあって元美は歴代の当主のなかで最も給領地の

厚狭で過ごした時間が長いといえよう⁸。

本稿が検討する時期はまさに厚狭毛利家において家中を揺るがす最中のなか、文久元年から萩藩より許可をもらい、厚狭毛利家独自に石炭採掘を開始する。

第1章 文久元年石炭採掘の開始

萩藩では近世中期以降、採掘された石炭を廻船に積んで販売する際、河岸などで採掘量に応じた運上税を課している。採掘から販売において藩自らが行うわけではなく、石炭採掘はあくまでも問屋などの地下人が行っており、「下任せ掘り」、「運上掘り」などと呼ばれていた。

ところが藩は幕末期、石炭への高まる需要を察知し、新たな財源としての魅力を感じ、万延元年（一八六〇）に石炭採掘及びその販売を藩の専売制とする直営方式に変更してその運営の一部を撫育方に任せ、石炭採掘の利益を独占しようと考えた。厚狭毛利家領地において藩は「銭ヶ原」「逢坂」「荒草」（図2参考）で採掘場を設置している¹⁰。

厚狭毛利家でも文久元年からは船木市村の小村・山田や逢坂村の小村・逢坂、郡村では小村・杣尻、迫山で採掘を開始することになったが、本章では採掘開始における動向を通して、採掘の実態に注目していく。



(1) 石炭採掘の開始

本節では厚狭毛利家が石炭採掘を開始するにあたり、直前の様子についてみていきたい。文久元年(一八六一)に萩藩より給領地内での石炭採掘を許された厚狭毛利家では早速採掘の準備を進めている。文久元年十月十七日の「代官所日記」に厚狭毛利家が氷上田にある石炭採掘現場を見分し、すぐさま採掘を開始しようとしていたことが(史料1)から確認できる。

(史料1) 11

一、氷上田石炭為御見分候使一同罷越、両浴共二令見分候事、
付り、此節繁多の時分二付、堀子雇人無之、堀懸り不申由ニ
付、早々取懸り候様相授候事、

この時は「此節繁多の時分二付、堀子雇人無之」として、農閑期が近づくなか、「堀子」と呼ばれる採掘人足を集めることが出来ずに採掘を諦めた。石炭採掘は、「堀子」と呼ばれる採掘を専門とする者によって行われ、彼らを集めることから石炭採掘は開始されるようだ。

続いて(史料2)の文久元年十二月五日には、石炭採掘の現場監督の役割を担う「見調ね役」に池田甚太郎、中原右平、大場屋藤吉なる者が任命されている。

(史料2) 12

一、石炭堀出見調ね役左の通及沙汰候事、
庄屋植野徳右衛門存内畔頭
波多野兵蔵組百姓

大場屋ノ

藤吉

右氷上田・指月両山にて石炭堀出仕法被仰付候、見調ね役申付候条、
池田甚太郎・中原右平申合無抜目可遂、其節候事、

文久元西 十二月

「見調ね役」とは採掘場ごとに設定され、現場の監視役で、石炭採掘を差配する立場にあるが、「見調ね役」自体も石炭採掘に従事しており、「根役(子役)」とも言われていた。ただし石炭採掘をめぐる諸役人は藩によって設定されており、近世中期より藩では石炭採掘に運上税を設定する際、近世期における藩最大の採掘場がある長門国厚狭郡有帆村では村役人などを石炭方制道人に選定し、石炭を船積みする河岸での監視と運上税を徴収させていた。また、藩は石炭に対する運上税を藩へ直接上納するよう、藩の所帯方を担当部署とし、所帯方の下部組織として代官所に石炭方を設置した。そのため代官所における石炭方が採掘全体の監視や差配を行う組織と考えられる¹³。

そのなかで「見調ね役」については、従来藩が定めた「石炭制道人」など石炭採掘の諸係と役割分担が重なる点もあるが、おそらく採掘の監督も行うが自らも採掘を行う、採掘現場の責任者という性格が強いのではないかと考える。石炭方や石炭制道人などは不正を監視する目的で藩がその成立に深く関係し、石炭制道人や石炭方などの組織が近世後期に設定される一方、「見調ね役」という名称が幕末期まで殆ど資料に散見されないのは、従来、農間余業として農民たちが行っていた石炭採掘が徐々に、大人数で行うようになり、石炭採掘が個人から組織化された結果、堀子などを含めた採掘全体を統轄する必要性が出てきたため、幕末

期頃に「見調ね役」が設定されたものと考えられる。一度は「堀子」を集めることが出来ずに諦めた採掘だが、その後、文久元年十二月十五日の「代官所日記」では厚狭毛利給領地の小村・迫山、杣尻において石炭採掘の可能な場所が見つかったとして、本間藤三郎が村役人の畔頭・川添傳次郎へ採掘の許可を願ひ出ている（史料3）。厚狭毛利家による石炭採掘が開始されようとしていた。

（史料3）¹⁴

御願申上候事、

迫山村の内、修理田山・杣尻村の内荒僧山式ヶ所、石炭有之候様相聞候間、堀出見度奉存候、堀立の御免被仰付候様願上候、弥出候ハハ右へ対シ御運上差出度、左候ハハ上下の為ニも相成、恐悦至極ニ奉存候間、此段宜被成御沙汰可被遣候奉願上候、以上、
西十二月

本間藤三郎

畔頭 川添傳次郎

右願書差出候ニ付、全議申付候処、藤三郎名前にて下津村弥兵衛元方の由、下請の儀は杣尻村仁多繁次郎・中村徳右衛門・八左衛門・益右衛門の由相聞候、御徳用の有無不相分候へ共、堀出被差免可然評議相決候ニ付、於地下ニ取捌ねざれがましき儀願出申間敷段申聞セ、御免の及沙汰候事、

（史料3）の後半で本間藤三郎が石炭採掘を申請するも、実際に作業全体を統括する責任者は元方である下津村の弥兵衛という人物で、さらにその下請けとして数名の名前が記されている。下請として名前がある

仁多繁次郎は杣尻村の村役人であり、杣尻村内の石炭採掘において掘子などを集めるため村役人が協力したと考えれば、やはり石炭採掘が組織的に行われていたと指摘できる。

採掘を申請した本間藤三郎も下津の渡し場において廻船業を営む者で、先述したごとく採掘を申請する者が、元方や下請などと協力するあり方は石炭採掘の規模が大きくなっていることを推測させる。

厚狭毛利家が「見調ね役」を指名した直後の文久元年（一八六一）十二月九日には石炭採掘の仕法として、船木宰判側の厚狭に自らが所有する土地より石炭採掘を行う場合、従来の慣行であった一振（十六貫・六〇kg）毎に三文の運上税を変更し、五文五歩に値上げ、そのうちの五歩を「見調ね役」の諸経費として渡すことを決めている（史料4）。

（史料4）¹⁵

一、上厚狭両存内の内石炭堀出、自分抱の場所振別三文宛運上被召上候段、当春沙汰相成候間、近頃別て直段高直御詮議の趣有之、已来振別五文五歩宛被召上、右の内五歩見調ね役の者へ被下候間、旁及沙汰候事、

「見調ね役」とともに採掘申請者を兼ねる者は、運上税の値上げには不満の立場であると考えられる。そのため、敢えて値上げした一部を渡すことで一定の配慮を行い、不満をかわすねらいがあったのではないか。また一方で運上税値上げへの反発も起きている。文久二年二月には郡村の六右衛門より自ら採掘を行っている場所が採掘には困難な場所であるため運上税値上げ分の二文五歩を除いて欲しいと願ひ出たものの、沙汰に及ばず現状のままならば、採掘を中止することを仄めかしている（史料5）。

(史料 5) 16

一、縄田平作郎存内幡生太郎右衛門組六右衛門より指月山にて石炭堀取の分五文五歩宛振別の運上差出候様、昨冬御沙汰相成候間掘場所悪敷難洪筋有之候二付、式文五歩被差除被下、去二月御沙汰相成候三文にて、御了簡相成候様願出候得共、不及沙汰、癒御受不相成候ハバ、堀取被差留候段、申聞セ願書差下ケ候、

「見調ね役」は、厚狭毛利家が独自に設定した組織ではない。文久元年七月、(史料 6)にある萩藩の採掘現場であった水上(田)・指月においても彼らが採掘現場を差配している。この「見調ね役」である、史料中の中原右平に関しては「一、石炭式百文位ならばと立神方中原右平は式百四拾文といふ」との文言から、本人が石炭の売買に関係する石炭問屋や廻船業などを兼ねていた。厚狭毛利家が「見調ね役」に任じた中原右平は既に藩の「見調ね役」に就いており、中原は採掘全般を監督する立場にある一方で、採掘された石炭販売も行う石炭問屋という商売人の立場でもあった。

また(史料 2)で指名された池田甚太郎は逢坂村村役人の畔頭である。この組下には下請を行う者や採掘に関係する者など多数おり、池田甚太郎が石炭販売にどの程度関わるかは不明であるが、いずれにしても「見調ね役」は採掘と販売に深く関係していた者が任命されている。

(史料 6) 17

四本松御領

石炭二重石極上也□高泊ニして二百四拾文

一、五・六ヶ年堀は有之、

一、荒くれ計ニして小キ分は交不申候事、

一、桶計ニてもよし、

但別表三百三拾五文宛

一、さびの来る事少し、

石炭之事、波多野え薩州より帰り直様申遣ス筈、吉野屋勘兵衛迄九月八日約束、

一、石炭式百文位ならばと立神方中原右平は式百四拾文といふ、依て彦兵衛追て迄相本書差出可申と申候事、

四本松御領舟木 中原右平

水上 指月 両山石炭見調子役之事

文久元西七月

つまり石炭採掘において藩は運上税を設定し、採掘量に応じた税金を賦課しているものの近世期を通して農間余業であった石炭採掘が、幕末期において採掘自体が組織化されている。且つ規模が拡大されるなかで堀子などを集めて採掘を行うなど、従来藩が石炭採掘のために設定した石炭制道人や石炭方では採掘を統括するには限界があるなか、採掘現場の責任者で販売にも関係する者を「見調ね役」に指名し、採掘を円滑に行おうとしたのではないか。「見調ね役」のもう一人池田甚太郎についても、採掘場がある逢坂村の畔頭であり、後述する池田の組下の與(与)吉などは下請・石炭採掘に関わる人物である。

(史料 7) 18

一、杣尻にて御用の石炭堀出被仰付候て、川下迄積出し申付候、可然相頼候段、下津番所え西田作兵衛を以及挨拶候事、

また、(史料7)にもあるように、厚狭毛利家では藩が袖尻で行なっている採掘の「御用の石炭」を下津の渡し場まで川下しによる津出しを申し付けられており、藩の採掘とも連携していたことを窺わせる。そのため中原右平が藩と厚狭毛利家両方の「見調ね役」を務めていた点も頷ける。石炭採掘の規模が大きくなるなかで、次に採掘場をどのように確保していくのか、その点を考察していきたい。

(2) 採掘場の確保

近世中期から近世後期にかけて『船木宰判本控』¹⁹⁾に散見する史料から石炭採掘は、申請者が運上金を納めることを明言したうえで自ら所有する田畑、山林などを農閑期において採掘し、その後埋め戻す農閑余業として位置付けられていた。幕末期、石炭採掘を開始した厚狭毛利家において、採掘を行う際に本間藤三郎のような石炭廻船業を営む者が申請を行い、その後、元方・下請が協力するという体制を取って採掘を行う背景として、採掘自体の規模が近世中期よりも大きくなっていくことを前節で述べた。採掘の原則としては、自ら所有する土地に対して採掘を許可するという方針を堅守するため、(史料8)にあるように、採掘のため、場合によって土地を借り上げることも行っている。そのため採掘場を借地とすることから初期投資にはある程度資金が必要であったと考える。

(史料8) ²⁰⁾

書替証文之事

一丁銭拾貫文也

但シ田十畝ニ付下炭之事

一同 五貫百文也

但シ右はたぶ地痛ニ付

一同壹貫七百分也

但シ人馬足役等ニ付地損料

一同六貫文也

但シ出炭壹月ニ付

右前書之通御約定之辻炭堀切候迄は否申中間敷候、為其書替之一札差出し置候、如件、

元治元子八月廿四日

世話人 弥吉(印)

同 育松

御上様

縄田菊次郎様

採掘場所について、文化・文政期頃の長門国厚狭郡の主な採掘場である有帆村や須恵村などでは、原則として農閑期に自らの田や合壁山(百姓所有の山林)などで採掘を行い、農繁期となる前に埋め戻すということで採掘の許可を得ていたが²¹⁾(史料8)の「書替証文之事」においては、地主である縄田菊次郎に世話人の弥吉・育松が大凡約定の期間内に土地を賃借して石炭採掘を行うような取り決めを行っている。採掘現場の地損料の保証金や一月毎に金銭を渡す取り決めごとがあり、石炭採掘において初期投資の資金が膨大に掛かることが見込まれる。そのため下請を行う弥吉たちが資金繰りのために所有していた田畑を質入れする事例もあり、採掘は専門とする者たちが主導することになる。

また採掘場を確保するための資金調達を考えても採掘の規模が大きい

ことが分かる。六右衛門と弥吉が作次郎なる者から金三〇両を借りるため「借用田地証文事」を作成し、自らの採掘場を質物としている²²。次節の(史料13)では、弥吉は下請だけでなく、自らも土地を買い入れて採掘を行っており、おそらく採掘の仕繰り金を捻出するためではないか。石炭採掘において土地の借地をめぐる問題などを考えると、農間余業としての域を出て、幕末期において石炭採掘が地域の産業としての要素も多分に含まれるのではないか。

文久二年(一八六二)十二月五日付の「代官所日記」では、二名から石炭採掘の申請が確認されるが、そのうち「吉野屋徳兵衛」は百姓と記されているものの、名前からして石炭問屋もしくは廻船業を営む人物の申請ではなからうか(史料9)。

(史料9)²³

一、舟木村百姓吉野屋徳兵衛抱の畠下石炭掘出、月々運上相備度段願出候二付、全儀の上御免の及沙汰候事、

一、逢坂存内百姓片山嘉兵衛抱の畠下石炭同断二付、全儀の上同断、

石炭採掘は近世中期から後期にかけて、農民などが農閑期の余業として石炭採掘を行い、その採掘量に応じた運上税を支払う農間余業から、幕末期には採掘を行う申請者が採掘場を借り受けながら元方や下請などと協働し、「堀子」を集めて採掘を行うまで規模が大きくなったこともあり、石炭採掘が家業的な規模から地域の産業として確立する中途の段階にあったものと指摘できよう。

(3) 採掘場をめぐる他村との関係

石炭採掘については近世期を通して申請方式を用いていた。採掘責任者が採掘を申請し、採掘量に応じた運上税を支払うことを条件に許可を受けることが原則である。幕末期には採掘場の村や地域に所属しない者たちの採掘が多くなり、そのなかでよそ者による大人数での採掘が行われた結果、採掘では誤って坑道が他村や他領の境界を越えることなどの事態を招き、そのことが他村との争論へと発展していくこともあった。

石炭採掘において地面の下も境界意識があることは、近世期を通して、坑道が藩所有の御立山の下まで伸びないことを採掘許可の条件としていることで明らかであるが²⁴、近世後期になると採掘場に限りがみられ、御立山の下にまで坑道が伸びることが少なくない。また幕末期には坑道自体に風穴を開けることもあり、坑道が伸びていることを窺わせる²⁵。ここでは坑道が村境を超える場合に発生した争論を事例に、採掘場をめぐる他村との関係について検討していきたい。

(史料10)²⁶

御願申上候事

此度山田村芦ヶ浴と申処ニおゐて中越炭御堀取、茶屋村中へ被仰付候御様子ニ相聞候、然処右の場所浴筋ニ私共田地懸の堤有之候処、至て僅の堤ニ御座候へ共、此度御堀取被仰付候中越炭の上ニ有之、底堀と申炭通りより水湧出候二付、是迄追々の干魃ニも右の出水有之候二付、強て難渋ニ不立至仮なり二千損の難渋相凌至極仕合ニ御座候処、此度中越炭御堀取被仰付、若々天井滑引割ニ一右の出水中越通ニ落込、節角の出水有帆の方より御領分境迄水抜有之候故、流行いか様の難渋出来の程も難計、乍不及氣遣敷儀ニ奉存候、近来の

干損事に付、極々手ごる仕居候付、萬一難渋出来の期ニ相成候てハ、いか程後悔仕候迎も取返し不相成儀と奉考候付、乍恐不得止御歎申出候間、何卒格別の御仁恵を以、後難出来不仕候様、御詮議被仰付被下候様奉願上候、此段宜被仰上被成御沙汰可被下候、以上、
文久二年戊七月

当右衛門・平右衛門・兼二郎

熊野弥五郎・槌松・友之丞

畔頭

幡生太郎右衛門

波多野兵藏

（史料10）では、小村・山田の芦ヶ谷にある採掘場において中越炭を採掘していたが、掘り進めた結果、坑道が小村・茶屋にある農業用の堤の下にまで伸びているのではないかとこの申し出があり、更に採掘によって堤から水が抜けるのではないかと茶屋村から懸念が出ている。この経緯については採掘を下請けしている與（与）吉が次のように申し述べている（史料11）。

（史料11）²⁷

一、石炭堀出一条ニ付、御聞込の趣有之全議申付候処、左の通り口書を以申出候事、

申上候事

葭ヶ谷石炭堀出し御受合仕、追々堀出御運上納仕候処、先達て有帆指付水流より昨年尚宍戸様御百姓永左衛門と申者催相セ話にて追々

堀出場所有之候処、先月下旬茶屋村セ話方より御領内え堀込候儀も

難計ニ付、相止候様申来候故早速相止可申と相答申候、直様北の方堀、南の方を掘セ候処、又々御見締り方より有帆より堀入の場所不残相止候様御授相成候ニ付、早速相止可申と相答置候間、得と相考見候へば北の方ハ懸り可申候へ共、南ハ懸り不申と奉存候て少々掘セ候内、御領分堀込の口より振相に相成、早速茶屋村セ話方立会にて繩入相成候処、不計七八間御領内へ堀入、甚以不相濟義と奉存候、然ル処兼て物境へ堀入不相成場所堀候ニ付てハ仕戻シ如何可仕哉心得筋申出候様、無左てハ堀取不相成候段御授相成候処、押て少シ堀込候儀於此段ニハ口申上様無御座奉恐入候、以上、

池田甚太郎組 與吉

戊九月

与吉は、有帆村北部の上領と呼ばれる²⁸宍戸家給領地の百姓永左衛門と協力しながら採掘をしているが、茶屋「世話方」から領内「北の方」に侵入している懸念を指摘された際、採掘を中止したことを申し述べ、また南は領内にはかからないとして採掘を行っていたが、茶屋村「世話方」と立ち会って繩入れしたところ、僅か七・八間程侵入しており、以後領地内に侵入しないように境界付近では採掘を行わない旨の口書を提出している。池田甚太郎組の与吉は逢坂村に属しているが、茶屋村「世話方」の申し分では小村・山田が越境したとの認識である。つまり採掘者の出身村はここでは関係なく、厚狭毛利家給領地の採掘場の村が宍戸家側の村に越境したと認識している。

（史料12）²⁹

申上候事

葭ヶ浴石炭山堀出し御請合仕、追々堀出し御運上上納仕候処、此度有帆水流より御領分へ堀入候に付、何ぞ申合の儀は無御座哉と御尋被仰付候へ共、与吉と口分ケにして堀出仕候二付、有帆山へ私は一向懸り合無御座候間、此段申上候、以上、

戊九月

菊治郎

また芦ヶ浴において採掘を行っていた菊次郎に対しても何らかの意見が出たのか(史料12)では菊次郎から「申上候事」として、自らは芦ヶ浴の石炭山を堀出し、有帆村で境界を越えて掘り進んだことは無関係であることを申し出ている。菊次郎とは前節で与吉と採掘場の土地を賃借した縄田菊次郎ではないかと思われる。この事実から縄田菊次郎自身も与吉と口分けて芦ヶ浴で石炭採掘を行っていたようだ。幕末期の石炭採掘が農間余業を大きく越えた規模にあることは再三述べているが(史料13)においても石炭採掘が村境を越えて採掘した状況のもと、大人数の採掘により若干統制が取れなかつた事例といえる。

(史料13) 30

申上候事

指月村福間様御抱石炭下田村与吉買得仕堀取中、又葭ヶ浴石炭同人下請仕、是又堀取来候処、与吉壱人にてハ無勢に相成候二付、兼て心安義に付、セ話催相ニして心配具候様申儀二付、任其意堀取候中御領分境山の儀籠相無御座候様、大概念を入為堀取候え共多人数出入の儀二付、不計物境へ堀入候由甚不相濟奉恐入候、何分御厄害ニ

立到り不申様御内分ニて御聞濟被仰付候奉願上候、已後物境差除ヶ堀取仕らせ可申候、已上、

戊九月

大休村 永左衛門

宍戸領有帆村ノ百姓也

ここでは有帆村の宍戸家家臣の福間家の土地を与吉が買い、採掘を行うほか、芦ヶ浴では採掘の下請けを行っている。与吉一人で採掘を行うのではなく採掘が多人数で行われるために誤って境界を越えて掘り進むのだといわれ、この行為について小村・大休の永左衛門が非難している。この事例においては過料を与吉も払っているが、非難されたのは越境して採掘した与吉とともに、有帆村の小村・大休の責任者と思われる永左衛門で同じ有帆村の百姓に対し謝罪している。

(史料14) 31

一、同断二付、銀式枚過料被召上内済ニて被差免候事、

大休村永左衛門事、不束之儀二付、宍戸領可及懸合咎二候へ共、段々

断出の趣有之、此度の義ハ内済被仰付候事、

一連の事件であるが、最終的には有帆村の宍戸領の大休・永左衛門から銀二枚を過料として召し上げようとしていた。今回越境した採掘場は厚狭毛利家給領地の指月村であるが、その土地を所有しているのは有帆村の一部を給領地としていた宍戸家の家臣、福間家である。そのため(史料14)にあるように、越境した土地所有者が宍戸家の家臣であり、越境された村も同じ宍戸家領であったため大休村の永左衛門は、今回は過料

支払いを行わず内済とした旨が記載されている。

石炭採掘における他村との関係、特に坑道が越境する場合、御咎めの対象となる可能性が高いのは実際に採掘している者ではなく、採掘場に属する村であり、石炭採掘はその村が行う行為として認識され、他村との関係においては地下までも村域として共同体意識を持っていたことになろう。

第二章 石炭山頭人真鍋三右衛門と石炭採掘

本章では厚狭毛利家の石炭山頭人に任命された真鍋三右衛門の職務内容についてみていきたい。石炭山頭人に任命された真鍋については、厚狭毛利家の家臣で分限帳において「中小姓通」、禄高は三拾石として、厚狭毛利家における家臣団では中位に位置する³²。

厚狭毛利家の職制では毎年九月頃に「一、諸役人進退明日被仰渡候付、夫々八月晦日呼出及沙汰候事」³³として一年交代で言い渡されるが、なかには複数の職を兼帯する者もいる。真鍋自身も、経理関係の「御検使」や「算用方」の「御目付」「御直目付」などを歴任している。（史料15）は元治元年の八月晦日に直詰の再任を言い渡されており、石炭山の頭人も含め複数の職制を兼務していた事実が浮かび上がる。また真鍋がいつまで石炭山頭人を勤めていたのかは判然としないものの、幕末期においても頭人を継続し他の職制と兼務していた可能性が大きいと考える。

（史料15）³⁴

右是迄の御役直詰被仰付候、尤御目附被差除御祐筆座二歩駿祐式番手ニして兼帯書所勤被仰付候、此段可申渡旨候事、

石炭山頭人については設定された年代について詳細を得ることはでき

ないが、文久三年の一月九日の「代官所日記」には真鍋三右衛門が「荒草野山」の石炭採掘を行うにあたり頭人に任命されている（史料16）。ここでは頭人の職務として採掘により水が溢れ田畠に被害を出さないこと、また定められた仕法によって迷惑が及んだ際は補償の支払いを行なう趣旨が示されている。

（史料16）³⁵

職座より昨日授相成候二付、左の通及沙汰候事、此度於荒草野山ニ御用の石炭堀出御目論見二付、頭人真鍋三右衛門へ被仰付候条、追て水流の田畠迷惑無之様、仕法の償銀下渡をも可被仰付候事、右の通可有沙汰候事、

真鍋が石炭山頭人に就いた時期について、厚狭毛利家が自ら石炭採掘を開始したのが文久元年十二月であり、真鍋が荒草山の石炭山の頭人に任命された時期は文久三年一月であることから、おそらく文久元年末から文久三年初めの間であったと考える。

本章では石炭山頭人が設定された背景を探り、職務内容を検討することで、厚狭毛利家で行われた石炭採掘の実態について検討していく。

（1）石炭山頭人設定の背景

まず厚狭毛利家が石炭山頭人を設定した背景について考えていきたい。真鍋が石炭山頭人に就任した時期は厚狭毛利家が採掘を開始した、その後だと推測したが、厚狭毛利家は採掘開始直後に採掘現場を統括する「見調ね役」を任命している。彼らが採掘に関して責任を負うものと

されているが、ただし、彼ら自身も採掘を行い、運上税を払う立場でもあった。しかも採掘をめぐるには(史料17)にあるように、採掘を行っている弥吉が以前採掘した坑道の「古穴」を掘り、無断で三百振を「沖方」へ売り渡すなど不正が露見している。

(史料17)³⁶

申上候事

山田村岩本十兵衛殿御抱の内にて石炭掘取仕候段、先達て御尋被仰付奉恐入候、当春已来薪炭無御座候二付、古穴後さらへ掘出シ少々宛取帰り候内、沖方直段宜相聞候二付、凡三百振程掘出し為試沖方へ津出し仕、程能売口も有之候二付売捌仕候処、此度兼て御沙汰の趣も有之、御届不申上私の了簡を以振取仕候段、十口申披無御座奉恐入候、以上、

弥吉(印)

右御裁許の儀ハ御忌中明の上と延引仕置候事、

採掘申請者である弥吉は「見調ね役」である池田甚太郎の組に属する百姓であり、厚狭毛利給領地においても数多くの採掘を行っている。弥吉については「代官所日記」において先述した領地・村を越境して採掘をするなど度々不正をはたしているが、弥吉と深く関係する「見調ね役」では採掘をめぐる不正を防ぐことは困難だと考え、真鍋に監視役として石炭山頭人を命じたのではないだろうか。

また、石炭山頭取として真鍋が就任した後の元治元年(一八六四)、(史料18)にあるように、池田甚太郎の組下では採掘をめぐる不正が露頭

している。

(史料18)³⁷

一、庄屋縄田平作郎存内畔頭池田甚太郎組百姓池田宇之助と申者、銭ヶ原岩坪村抱の田地下にて石炭掘出の儀、過ル十月願出居候処、未タ不被差免候内掘出候様御聞有之候付、内々詮議申付候処七百五十四振の辻堀出候に相違無御座候処、見締四人の者より申出候付、心得方不束千万の儀、重ク御答をも可被仰付の処、此度の儀格別の御了簡を以過料銀壹枚被召上無御構被差免、尚堀出候炭貫数え当る運上勿論被召上候段令沙汰候事、

ここでは池田宇之助なる者が石炭採掘の許可を受ける前に採掘を開始し、既に七百五十四振もの石炭を採掘していたことが「見締」四人の申し出により発覚したのである。結局、宇之助は過料銀壹枚とともに掘り出した石炭も没収されたが、この池田宇之助は「見調ね役」池田甚太郎組に属することから与吉とも関係があるのではないか。「見調ね役」と関係する者が採掘に不正があるとすれば、厚狭毛利家にとっても採掘現場全体を統括する者を設定しなければならない。

今回の不正は石炭山頭人の就任後であり、他の「見締」からの通告で露頭した。(史料19)にある文言からこの「見締」とは「見調ね役」ではないかと思われ、「見調ね役」においても石炭採掘の監視をしていたが、不特定の場所で行うため全てを統制することは困難である。石炭山頭人が設定されても採掘の取り締まりには限界があり、不正は無くならないが、厚狭毛利家としては石炭採掘全体の統括を真鍋に託している。

(2) 石炭山仕法にみる頭人の役割

次いで石炭山頭人の役割について検討していきたい。前節において石炭採掘の不正取り締まりが頭人設定の大きな理由であることを指摘したが、真鍋はそのほかに石炭採掘の運営や経営状況の把握についても努めている。

(史料19)³⁸

一、舟木子ノ山石炭堀出ニ付、真鍋三右衛門より左の通受状差出ニ付、後年為見渡書留置候事、

御請規定

一、御用石炭舟木芦ヶ浴野山一円堀出御任せ被仰付候御仕法左の通、
一、公込え芦ヶ浴東西南北一手の唱ニて、於御内輪ニは二手堀出して公内御願相済候ニ付、御定の運上銀相備可申候事、

一、見締方日々見調ね役申付、月別勘定調上ケ候節、私相改候て御代官所へ上納可仕候事、

一、田地の地理によって斤先並水流田地迷惑無之様御銀の唱ニして私下可申候間、地下向え御沙汰被仰付可被下候事

一、堀出元銀諸雑用銀共ニ私より繰出少も御厄害申出間布候事、

一、過ル戌年下津炭問屋一切御任せ被仰付候ニ付、直段次第居家建調の儀も可有之候事、

一、炭山棟梁其外諸世話人より心遣仕候ニ付於時ニ付届可申候、自然不心得の者ハ御吟味をも被仰付被下候事、

右の廉々少も相違無御座候、尚又炭山繁昌ニ随ひ多人数召仕候儀ニ付、猥の作舞不仕様吃度可申付候、依て受状如件、

元治元年甲子 九月

真鍋三右衛門 印・花押

一六

(史料19) は元治元年(二八六四)、船木市村、小村・山田にある芦ヶ浴の採掘場「子ノ山」の採掘に関する規定であるが、真鍋自身は採掘に關して採掘現場ごとに、このような仕法を取り決めていた。その仕法について紹介すると、本藩へは芦ヶ浴を一手だけの採掘と届け出ているものの、内々には二手によって採掘していることや、「見締方」に「見調ね役」を申し付け、「見調ね役」が行なう月別勘定については頭人が責任を持つて代官所へ上納させる。採掘における元銀(資金)や諸雑費については頭人が支弁する。また、去る戌年(文久二年)より下津の炭問屋についても一任するとして、値段次第では建物の建築を許可させるなどの規定を頭人による真鍋が中心となり取り決めていた。さらに、真鍋は採掘場の炭坑一つ一つにおける採算についても、一振を単位にそれを掘るためにかかる収支の詳細な計算を行っている。例えば史料(20)、(21)では郡村、小村・迫山の修理田石炭山の炭坑一振を採掘するのに、掘り賃や水汲み賃、運送費、採掘借地等への補償や運上税など、どの程度の経費がかかり、一振をいくらで販売業者に渡すのかといったことを調査している。

(史料20)³⁹

修理田丘石炭定

一振二付

掘 三十文

水 十文

駄賃 拾六文

地損 十五文

諸入用 拾文

世話料 拾文

濱 九文

メ百文

一御運上 拾文

一船渡シ百四拾文ト見定候

へハ、三十文徳用配当之事

(後略)

(史料21)⁴⁰

修理田丘石炭堀法

壹振二付

一堀 四十文

一水 拾五文

一駄賃 式拾四文

一地損 拾文

一諸入用 廿文

一世話料 拾文

一濱 拾式文

一運上 四文

メ百三十五文

一船渡シ百四拾文と見候へ

は五文之徳用ニ相成候事、

一三千振出候迄ハ水抜問堀

諸入用御除キ可下候、

(後略)

(3) 石炭山の開発と採掘の統制

また、石炭山頭人としての真鍋には石炭山開発という役割も任されており、「代官所日記」には石炭採掘の見分に本人もしくは手代の者が出張する記載が見受けられる。(史料22)では、逢坂村の「小野村若山」を見分するとして、真鍋や厚狭毛利家の算用方や山方を連れて出かけている様子が確認されている。

(史料22)⁴¹

一、小野村若山見分トして、真鍋三右衛門、田口弥八郎御算用方田辺祐四郎手子国廣作左衛門、山方原田善右衛門、吉村喜代太郎召連令出張候事、

石炭採掘の許可に関しても真鍋は判断する立場にあったようである。情報を得ており、例えば(史料23)では、有数の採掘量を誇っていた厚狭郡有帆村で石炭制道方を勤めている赤川内蔵輔から、「炭山御仕繰り之儀御延引肝要之事」と題した書簡をもらっている。そこでは與左衛門が新たな石炭採掘場所を見つけたものの、採掘した石炭について現在は売り捌くことが困難であるとして、採掘を見合わせた方が良いと記されている。また併せて先日より検討していた船木の石炭山について、その石炭では役に立たないとして販売が期待できないことを述べている。

(史料23)⁴²

一、昨日、弥、與左衛門彼ノ地見セ候処、不相捌候様申事ニ御座候、左候へは、先、御見合可被奉存候、先日見合仕候船木連中明言致し居候場所之儀は所詮役ニ相立不申候様奉[■]候、いつれ何れ両書之儀

は諸方炭心余分有之候間、此上御営も御座候ハハ、後日において写
と御申合之上、御取懸り可被成候、是非御仕操り之儀、御延引肝要
之御事、

真鍋様

赤川内蔵輔

（史料24）の石炭採掘を行っている弥吉から真鍋に対する書簡では、
芦ヶ浴に本藩御用達である廣岡三吾が所有する石炭山に關し内々の相談
があるとしている。石炭山頭人である真鍋は厚狭毛利家が運上税を徴収
するため石炭山採掘の許可判断について様々な情報を入手していたもの
と思われる。

（史料24）⁴³

一筆渡申上候、然は先達て之儀申上候、芳ヶ浴廣岡三語抱之炭山内
談仕候二付、一寸之前書申上候間、此段之手引被遣候様御願申上候、
以上、
正月廿五日

弥吉

真鍋様

例えば（史料25）は「石炭掘取之儀」と題された真鍋作成の茶屋村と
周辺地域との間で石炭採掘に関する取り決めの一部であるが、石炭採掘
においては予め真鍋と相談して採掘を開始する旨を記している。作成さ
れた時期は不明であるが、おそらく真鍋が石炭山頭人に就任してから後
であろう。

（史料25）⁴⁴

一、茶屋の弥五郎抱え田地の下夕此方に掘る積りに候得ハ、兼て相
談致置不申而ハ宜しからず二付、今を始に相談相成然るヘシ候、

このように真鍋自身は石炭採掘の開始について判断するために採掘現
場から石炭採掘に関する情報を集め、それを基に採掘が採算に見合あう
ものかどうかを判断して採掘の許可を出していたのではないか。

仮に採算に合うと判断すると真鍋自身が（史料19）のような石炭山ご
との仕法作成に着手していくのだろう。その前段階として（史料26）に
あるように、代官所の算用方が仕法を策定する際に現地へ出張し、採掘
を行う六右衛門などからの意見を踏まえていることが見受けられる。そ
の上で代官所は真鍋から提出された意見や採掘申請者と協議したうえで
採掘の許可を出す参考にしたものと考ええる。

（史料26）⁴⁵

一、舟木芦ヶ浴石炭山一条二付、真鍋三右衛門より演舌差出候由二
付、及内全儀候様授相成候事、

廿二日

一、同断二付、畔頭組利兵衛組百姓六右衛門より願書差出候由二、
岡仁右衛門より願書差出候事、

一、同断二付、西岡作兵衛・国弘作右衛門兩人、一兩日中二御用差
繰彼地出張願書の前を以、令全儀候様、尚真鍋より差出候演舌未披
見不見不申二付、御用所申出披見の上、委敷可相授段、国弘作右衛
門え相授候事、

真鍋における石炭山頭人としての仕事は、石炭採掘の監督にはじまり、炭坑ごとの採算などの計算や新たな採掘場所を確認し、採掘開始の有無に至るまで幅広い役割を担っている。採掘現場の監督としては「見調ね役」が幕末期に設定されたものの、彼ら自身も少なからず採掘に関係しているため、どうしてもその関係者が不正を行うこともあつてか、文久元年末に始まった厚狭毛利家の石炭採掘では、程なくして真鍋三右衛門が石炭山頭人として活動を始める。

ただし、真鍋を石炭山頭人に任命した目的には、採掘の不正防止のほかに石炭からの運上制を萩藩同様に生産から販売まで専売制へ変えるために真鍋を石炭山の頭人として任命したのではないかと考える。その点については次章で検討していきたい。

第三章 厚狭毛利家の石炭専売制

文久元年に厚狭毛利家は石炭採掘を開始したが、その直前の万延元年(一八六〇)に萩藩は石炭採掘と販売を藩が独占する専売制へと移行している。このことは石炭自体の需要が急速に伸びていることと、採掘した石炭の明確な販路を確保していたことを裏付けるものであり、慶応四年には厚狭毛利家においても藩に習って専売制へ変更することになる。本章では厚狭毛利家内における石炭採掘の扱いとして、石炭採掘を専売制にする過程について明らかにしていきたい。

(1) 生財方の発足

厚狭毛利家では採掘を開始して間もなく真鍋三右衛門を石炭山の頭人に任命して、採掘の監督・許可の有無、炭坑ごとの採算などを行っていたが、慶応三年頃から、厚狭毛利家は新たな石炭採掘をめぐる組織を設

け、生財方と呼称している。(史料27)は慶応三年の二月十日の「代官所日記」で、そこには生財方組織の発足に際して古谷茂平次は生財方年寄の就任を断り、後任には西村繁松を指名した。日記にはその沙汰を受託したとあることから、生財方発足はこの前後ではないかと思われる。

(史料27)⁴⁶

一、古谷茂平次事、生財方年寄役御断申出候二付、生財方頭人真鍋三右衛門方へ乞合候処、後役西村繁松へ被仰付候様申出候付、今日及其沙汰候処御請申出候事、

生財方という組織が発足した時期、背景として厚狭毛利家においても石炭採掘を専売制に変更する意図が存在していたものと考ええる。「代官所日記」の慶応三年の三月二十七日(史料28)には下津にある石炭廻船業を営む問屋には仲介料である「口銭」のなかから石炭の運上税を徴収することを命じている。

(史料28)⁴⁷

一、下津問屋口銭の内より炭薪運上取立候様授ケ相成候事、

また慶応三年三月二十九日の日記(史料29)には下津問屋に対して、これまで商売の仲介手数料「口銭」のなかから石炭の運上税を別に集めるように命じており、おそらく真鍋は採掘した石炭を厚狭毛利家領内で厚狭川河口の下津渡し場まで運搬し、ここで運上税を徴収し下津から各地へ輸送しようと考えたのではないか。

（史料29）⁴⁸

一、下津問屋中へ是迄取立候口銭の内より、炭薪運上取建差出候様
及沙汰候事、

真鍋による石炭統制としては採掘現場の監督・採掘の採算を把握し、
採掘許可の判断を行っていたことが明らかとなったが、下津の渡しへ石
炭を運搬しようとした動きも慶応期を過ぎた頃より確認される。おそら
く生財方という組織に石炭採掘から運搬に至るまで採掘全体を管轄させ
ようとしていたのではないか。

（史料30）⁴⁹

一、^{千石}地崎辺より大黒屋渡場迄石炭津出二付、去五月頃迄大河村邑岡
利八より道筋通路二付、運上銭差出候例も有之候二付、内々令全儀
候様先達て左藤嘉一郎相授置候処、多分津出せしめ居候二付、早々
彼地へ及乞合候様可相授との儀、両三日已前嘉一郎より申出候へ共
付落二付爰ニ記置候事、
一、下津川端石炭津出二付冥加銭の儀下より申出候様相授候、

（史料30）は慶応元年閏五月十八日の「代官所日記」の記述として、
千崎から下津まで石炭運搬における通行に運上税を賦課する案が出され
ている。この提案については、その後の様子から実現しなかったようだが、やはり真鍋を含めた厚狭毛利家の石炭採掘は関係者において、周辺
で採掘した石炭について下津の渡し場へ運搬する意図を慶応初期頃から
持っていたことを窺わせる内容である。

（史料31）⁵⁰

一、大黒屋渡場え生財方より建調候かし家へ下津百姓鶴松と申者出
居候処、請村手子時山繁平・真邊金右衛門一同罷越候処、鶴松居家
え御陣屋越荷御用と有之懸札を掛居候を見請、いか様の次第にて候
哉と相尋候処、鶴松申候ハ生財方御頭人真鍋三右衛門より御下渡相
成段及答候処、繁平申候ハ生財方と申御役所共有之候哉、尚又御運
上銀等御備り事哉と相尋候処、鶴松申候ハ未夕御取掛り初発の儀に
付、御運上等の儀無之候段相答候処、直様御番所へ参り佐村市之丞
へ相对又々委細御尋候処、相応の及返答候由ニは引取、帰り掛ケ三
右衛門御陣屋越荷御用と申掛札の次第委敷申越候様相授ケ候段、真
鍋金右衛門より申出候事、

その後、慶応三年の七月には下津の大黒屋の渡し場に小屋を建て、具
体的に石炭運搬の準備に取りかかっている。（史料31）にあるように、
下津の大黒屋の渡し場には生財方配下として鶴松なる者を住ませ、そ
の小屋には「越荷御用」と札が掛けられており、時山繁平らが生財方な
る組織や運上銀を取り扱っているのかと尋ねたところ、鶴松はこの生財
方の「懸札」は真鍋三右衛門から下げ渡されたもので組織自体も初発と
して運上銀については未だ取り扱っていないと述べており、その後、繁
平らは「懸札」等の詳細について真鍋三右衛門に尋ねるとしている。慶
応期において生財方なる組織を発足させた様子とその背景についてみて
きたが、次いでその活動について検討していきたい。

（2）生財方の発足と弘岡三吾

生財方については慶応期中途に厚狭毛利家内で作られた組織であ

り、厚狭毛利家はこの組織を軸に石炭を専売制にしようと考えた。では生財方はどのような活動を行っていたのだろうか。

生財方が組織される以前の石炭採掘の統制では、真鍋三右衛門が石炭山頭人として、石炭採掘全体を差配していたことを前章で紹介している。生財方発足の重要な使命として、採掘した石炭の販売をどのように確保するのかという役割がある。販路確保をめぐる動きとして生財方が組織される以前において、石炭採掘に関して真鍋は厚狭毛利家の代官座に属する算用方と連携した動きがみられる。例えば(史料22)にもあるように石炭山見分などでは算用方と同行していることが確認される。なお、生財方が発足する直前において真鍋の右腕となつて活躍した人物として、『山陽町史』で萩御用達商人と紹介された弘(広)岡三吾などは(史料32)の示すように、算用方の組織内において行動している。

(史料32) ⁵¹

- 一、今日梶浦農市二付、例年の通り御算用方田辺祐四郎、手子広岡三吾出張申付候処、無滞り相済候段申出候事、

弘岡三吾については、安政三年の厚狭毛利家「分限帳」で「身柄一代表通 二石四斗」として、事実上厚狭毛利家の家臣として活動している。この弘岡自身も石炭採掘を行っており、池田甚太郎組の百姓弥吉が真鍋に対して、弘岡の抱えている石炭採掘場について意見する書簡が存在している⁵²。また(史料33)にもあるように、石炭採掘に関し、弘岡へ口銭である仲介料等を勘定して差し出せば、借金のうち十両だけの元利支払いとすると、弘岡が厚狭毛利家内の石炭採掘に算用方内で活動していたことが分かる。

(史料33) ⁵³

- 一、先月分石炭口銭勘定早々差出候様、左候ハ、右え相加御借上内、金拾両丈ケの元利払下可申の処、歩借旁片時も差急候様廣岡三吾え相授候事、

ただし、(史料34)の慶応二年九月十二日、弘岡は馬関(下関)へ出張した際に体調を崩したことが原因で死亡している。おそらく馬関出張は生財方が目論んでいた採掘した石炭の販路の確保を目的としたものではないだろうか。生財方発足直前において、弘岡は急逝したが、その後、生財方は(史料35)にあるように引続き馬関(下関)における石炭販路を模索している様子が窺われる。

(史料34) ⁵⁴

- 一、広岡三吾過日、馬関より気分相二て罷帰候処、保養不相叶令死去候段届出候事、

(史料35・36)は慶応三年五月二日の「二歩日記」⁵⁵及び同月十六日の「代官所日記」であるが、慶応三年頃に厚狭毛利家では、採掘した石炭の販路先を確保する動きが見えてくる。石炭販売について馬関(下関)にある越荷方と協議するため、見本の石炭を船で送ったり、石炭運搬のための馬を用意したりと厚狭毛利家は、頭人である真鍋へ申し付けたものである。越荷方は天保期に萩藩が撫育方資金を基に設立した組織で、主に廻船の荷を一時保管し、高値になった時点で売り込むという方法で蓄財してきた。また金融業も行っていた。途中幕府の詮索によって事業縮小を余儀なくされたが幕末期には藩外の通商や荷が替業務など大幅に権限

が拡大され、藩内産物の専売制も管轄し藩外との交易も行っていた⁵⁶。

慶応三年の「二歩日記」において厚狭毛利家が採掘する石炭を本藩の「御用炭」として取り扱ってもらえるかどうか、船一艘に石炭を積み込んで越荷方の久保松太郎まで試みとして送ろうとしている。その際に、検査を簡便に行うため有帆村の庄屋波多野徳兵衛に伝えるよう、真鍋三右衛門へ申し渡している。

（史料35）⁵⁷

一、船木縣令石部録郎へ御用向有之、同所勘場罷越候、相對二而御領分石炭馬関越荷方久保松太郎方へ御用炭相成候哉、為試一艘積廻し之儀、内々約束相調候間、有帆川出津被差免被下候様ニと申入候処、振数小都合ヨリ届出候様、左候ハハ、有帆庄屋波多の徳兵衛方へ出津勘過可被差免との儀、承り帰り、其段真鍋三右衛門へ申問候事、

厚狭毛利家が石炭の専売制を試みる場合、売却先として馬関（下関）にある越荷方の存在は大きく、自らの給領地で採掘した石炭を売り込もうと試みている様子がみて取れる。これまで真鍋を中心とした石炭統制ではあくまでも採掘と運上税の徴収を主眼としたものであるが、先述のように生財方という組織を立ち上げ、採掘した石炭の販路を開拓する際には、この越荷方と連係していたことを指摘できよう。

（史料36）⁵⁸

一、生財方より石炭赤間関越荷方へ引合の儀、相運候間、近日石炭彼地積可申答の処浜出し馬無之二付、時分柄二候得共出馬廿五疋日

三日の間差出呉候様真鍋三右衛門より申出候付、其段岡仁右衛門
三
及授ケ候事、

慶応四年の一月には厚狭毛利家においても一部石炭の専売制を実現するわけだが、真鍋による石炭採掘の統制からその後、生財方を発足させ、いよいよ専売制へと移行する様子についてみていくことにする。

（3）石炭専売制への移行

慶応四年一月に、厚狭毛利家は石炭採掘の一部を専売制とすることを取り決めている。これまでは採掘した石炭の量に応じて運上税を徴収し、また下津の河岸において廻船で運搬する際においても運上税を徴収していた。それが、採掘から販売に至るまで生財方の独占とするように変更したのである。そのことを記した（史料37）の「二歩日記」には次のように記されている。

（史料37）⁵⁹

一、荒草石炭掘出生財方之外被差留、御手惱ニ被仰付候二付、地下向其外之儀二付、早朝高正出勤取揃候様可申越通授相成申越候事、

慶応四年一月十五日、厚狭毛利家は自らの採掘現場の一つ、荒草山での採掘を生財方以外において禁止とすることを決定し、地下人に対しその旨を通告する段取りを取り決めている。十六日の「二歩日記」には、（史料38）にあるように、この決定に従い、地元民による燃料として採掘する以外、荒草山の石炭採掘は生財方の独占となった。

(史料38)⁶⁰

一、同断之趣高正出勤之上職座相何決極ニ至リ申候、荒草石炭掘出御手惱被仰付候条、生財方之外猥堀取堅被差留候、尤地下炭之儀ハ是迄之通勝手次第被仰付候段沙汰相成候事、

ただし、石炭採掘における運上税などの会計は本藩において所帯方が差配しており、またその所管であった産物方はこの決定において不満を募らせている。

(史料39)⁶¹

一、荒草石炭山御出勤御産物方共ニ御詮議之趣有之、先被差留候段及沙汰候様授相成、西岡、繩小一同ニ而御算用西岡作兵衛へ相授候、産物方之儀ハ勘場々及通達候事、

付り、昨日小半出張境立二条ニ付産物方々粗暴之趣ニも相聞、
旁双方不穩儀共出来候而ハ不相済候間、

荒草石炭山の生財方独占においては、算用方に申し渡したほか、産物方からの詮議がある旨は勘場から産物方へ通達したとあるが、日記(史料39)から産物方は納得していない様子で「粗暴之趣」であることを記している。厚狭毛利家の生財方と萩藩産物方双方の対立については、石炭採掘から生じる運上税の取り扱いをめぐる萩藩内での撫育方と産物方との対立が背景にある。

撫育方は安政期に妻崎新開作の干拓を行い、その後も妻崎新開作の石炭採掘を任されており、元治元年には事実上、石炭採掘に関わる利権などは撫育方が持つようになる⁶²。しかも、撫育方の資金で設立された越

荷方に対し厚狭毛利家では下関まで独占して採掘した石炭の運搬とその後の販路を考えたときに、撫育方への配慮は当然であろうし、慶応四年一月に荒草石炭山の独占採掘を決定した段階で越荷方との石炭販路について何らかの取り交わしが行われていた可能性もある。

ただし荒草石炭山での専売制移行は(史料40)にみられるように、産物方の反対が影響したようで、対象となる炭坑の土地を二分して境界を設けることが決定しており、その旨を厚狭毛利家の算用方へ申し伝えることが、算用方に属する西岡から話しが及んでいる。

(史料40)⁶³

一、荒草御手惱石炭山生財方同断共ニ後ニ至リ故障付候而ハ不宜ニ付、土地ニツ割ニメ境立致させ候様授相成候ニ付、算用方へ其段授呉候様西岡今申事申事二候、彼方今日今帰郷ニ付相頼候、

慶応四年に厚狭毛利家においても石炭採掘を専売制へと試みるなかで、藩内における各々の立場や思惑によってすんなりとはいかないものの、一部が専売制へと移行された。これは石炭の高まる需要とともに、文久元年末より開始した自らの給領地における石炭採掘の目論見が一部成功したものであろう。ただし、直後に明治維新をむかえ、厚狭毛利家の石炭採掘は新たな組織である石炭局によって展開されていく。

おわりに

本稿は幕末期に萩藩で行われた石炭採掘の実態について、最大の採掘

地であった厚狭郡を給領地としていた厚狭毛利家を事例に検討を進めてきた。

萩藩における石炭からの運上税徴収については江戸時代中期より行われていたが、藩は幕末期に石炭の高まる需要を察知し、万延元年（一八六〇）より専売制へと切り替える。厚狭毛利家においては、文久元年より藩の許可を得て自らの給領地で石炭採掘を開始するが、間もなくして石炭山頭人に真鍋三右衛門を任命するなど、本藩同様に専売制を目指していた可能性が高い。

そのため慶応期には生財方なる組織を設立し、採掘のほかに販路の確保を努める様子が窺える。慶応四年には荒草石炭山を生財方による独占採掘としており、併せて幕末期にみられる販路の確保に努める様子を鑑みると石炭採掘を事実上、専売制へと移行していくことを窺わせる。ただし本藩の産物方からの反発もあり速やかな移行とはいかなかった。やがて明治維新をむかえ、厚狭郡の石炭採掘は石炭方の組織を継承した石炭局へと引き継がれていく。

厚狭毛利家においては文久三年の土着令によって同年七月より厚狭の居館に移り住み、さらに俗論派に属した元美が藩政の表舞台からは遠ざかるものの、（史料19）など藩には内密にした二手による石炭採掘、または石炭採掘を自らの専売制に移行させる動きなど、本稿では石炭採掘を事例とした地域社会の視点のもとで、幕末期の萩藩の様子についてみていくこともできた。

今後においては、これら近世社会で行われてきた石炭採掘が明治期の石炭による近代化を成し得た当該地域において、地域社会へどのように伝播していったのか、その点を課題としていきたい。

- 1 宇部市域の近世期における石炭採掘については以下の研究を参考とした。① 広島通商産業局宇部石炭支局『山口炭田三百年史』一九六九年。② 山口県教育庁社会教育課編『山口炭田の民俗』山口県教育委員会、一九七一年。③ 小川国治『転換期長州藩の研究』思文閣出版、一九九六年。④ 『宇部市史』通史編上巻』一九九二年。⑤ 拙稿「萩藩における石炭採掘と有帆村」『ゆけむり史学』第八号、二〇一四年。
- 2 前掲注1④参考。
- 3 前掲注1④参考。
- 4 前掲注1参考。
- 5 幕末期の萩藩政治史はこれまで数多くの研究史が存在するなか、ここでは藩の産業などにも言及している本稿に関連するものを紹介する。田中彰『明治維新政治史研究』青木書店、一九六三年。②同『長州藩と明治維新』吉川弘文館、一九九八年。③芝原拓自『明治維新の権力基盤』御茶の水書房、一九六五年。
- ④井上勝生『幕末維新政治史の研究』校倉書房、一九九四年。⑤三宅紹宣『長州藩元治の内戦の研究』『山口県地方史』第一二二号、二〇一四年。
- 6 詳しくは第三章で述べることにする。大庄屋による活動については改めて別稿をもって検討していきたい。
- 7 本稿で主に使用する資料「代官所日記」は厚狭毛利家の代官所で記録された日記である。現在、厚狭毛利家文書は一般に公開されておらず、本稿では山陽小野田市図書館が刊行している各年代の翻刻資料、『厚狭毛利文書 代官所日記』（以下「代官所日記」と記載）を利用したものである。
- 8 厚狭毛利家の萩滞在時に記される『御用所日記』（旧山陽町厚狭図書館・現山陽小野田市図書館刊行）には、文久三年八月一日、萩の屋敷から給領地の厚狭へ移る様子についての記載があり一部紹介する。

- 一、御家内様近々の内無御残御引越被遊候二付、御屋敷内御無人故締り旁御本門を閉締切二して裏門通路被仰付度二付、其段御願出共可相成筋哉(後略)、
- 9 『山陽町史』参考。
- 10 前掲注9参考。
- 11 「文久元年十月十七日」『代官所日記』。
- 12 「文久元年十二月五日」『代官所日記』。
- 13 『宇部市史 通史編上巻』、『小野田市史 通史編』参考。
- 14 「文久元年十二月十五日」『代官所日記』。
- 15 「文久元年十二月九日」『代官所日記』。
- 16 「文久二年二月二〇日」『代官所日記』。
- 17 『小野田市史 史料下』参考。
- 18 「文久二年二月二十日」『代官所日記』。
- 19 『船木宰判本控』山口県文書館所蔵。なお、その一事例については前掲注1⑤拙稿においても紹介している。
- 20 「書替証文之事」『真鍋家文書』山口県文書館所蔵。
- 21 前掲注19参考。
- 22 「借用田地証文事」『真鍋家文書』山口県文書館所蔵。史料の一部を紹介すると、「右私儀無抛差出之趣有之、及相談候処、御心入ヲ以苕ツ書之金子御口入被下惱二而慎ニ受取(中略)万一相限不埒出来候節ハ、書入之質物ハ不及申子の日山堀出炭二付、問屋炭共二元利行届候迄勝手次第御取捌ニ相成候、(後略)」とあり、採掘のための費用を捻出するため、自らの採掘場や採掘された石炭も質物に差出している。
- 23 「文久二年十二月五日」『代官所日記』。
- 24 前掲注1参考。
- 25 前掲注1③参考。
- 26 「文久元年七月」『代官所日記』。
- 27 「文久二年九月二十三日」『代官所日記』。
- 28 有帆村では有帆川の流れに沿って穴戸領を上領、児玉領を中領、藩蔵入地を下領と呼んでいる。これら村内における地域の特色については前掲注1⑤参考。
- 29 「文久二年九月」『代官所日記』。
- 30 「文久二年九月」『代官所日記』。
- 31 「文久二年九月」『代官所日記』。
- 32 『山陽町史 資料編中巻』参考。
- 33 各年代の『御用所日記』の八月晦日には、このような記載がみられ、職制の交代が確認できる。
- 34 「元治元年八月二十九日」『御用所日記』。
- 35 「文久三年一月九日」『代官所日記』。
- 36 「文久二年八月」『代官所日記』。
- 37 「元治元年十二月四日」『代官所日記』。
- 38 「元治元年十月八日」『代官所日記』。
- 39 「修理田丘石炭定」『真鍋家文書』山口県文書館所蔵。
- 40 「修理田丘石炭堀法」『真鍋家文書』山口県文書館所蔵。
- 41 「元治元年十一月二十三日」『代官所日記』。
- 42 「炭山御仕繰り之儀御延引肝要之事」『真鍋家文書』山口県文書館所蔵。
- 43 「一筆申上候」『真鍋家文書』山口県文書館所蔵。
- 44 「石炭堀取之儀」『真鍋家文書』山口県文書館所蔵。
- 45 「慶応元年二月二十一日、二十二日」『代官所日記』。
- 46 「慶応三年二月十日」『代官所日記』。
- 47 「慶応三年三月二十七日」『代官所日記』。

- 48 「慶応三年三月二十九日」『代官所日記』。
- 49 「慶応元年閏五月十八日」『代官所日記』。
- 50 「慶応三年七月十日」『代官所日記』。
- 51 「慶応元年四月十八日」『代官所日記』。
- 52 「弥吉書状」『真鍋家文書』山口県文書館所蔵。（一筆渡申上候、然は先達て之儀申上候、芦ヶ浴廣岡三語抱之炭山内談仕候二付、一寸之前書申上候、此段之手引被成遣候様、御願申上候、以上、）
- 53 「元治元年十月五日」『代官所日記』。
- 54 「慶応二年九月十二日」『代官所日記』。
- 55 『山陽町史 資料編下巻』の翻刻資料「二歩日記」を利用した。「二歩日記」は厚狭毛利家家臣の二歩俊祐が幕末期の慶応元年から明治二年までの五年間、幕末期における厚狭毛利家の領内の様子を書き留めた日記である。
- 56 萩藩撫育方及び越荷方に関する研究・概説として次の資料を参考とした。①『下関市史―市制施行』、二〇〇九年。②穴井綾香「萩藩撫育方の研究」『瀬戸内海地域史研究』第九輯、二〇〇二年。③小林茂『長州藩明治維新史の研究』未来社、一九六八年。
- 57 「慶応三年五月二日」『二歩日記』。
- 58 「慶応三年五月十六日」『代官所日記』。
- 59 「慶応四年一月十五日」『二歩日記』。
- 60 「慶応四年一月十六日」『二歩日記』。
- 61 「慶応四年一月二十二日」『二歩日記』。
- 62 『もりのしげり 増補版』には「産物方」の説明に「産物方又ハ国産方ト云フ、元治元年二月十四日撫育方へ合併シ、藍紙蠟ノ産物ノミヲ取扱ハシム、慶応二年三月萩産物会所ヲ以テ越荷方会所ニ充テ、産物方役ヲシテ之ヲ兼務セシム、」とある。また、そのことの経緯については、前掲注1③小川著に詳細が

記されている。

63 「慶応四年三月一日」『二歩日記』。

（付記）史料閲覧のため利用させていただいた山口県文書館の職員のみなさまに感謝申し上げます。